

# 障害乳幼児の療育に

# 応益負担を持ち込ませない会

## 会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310

## No. 26

発行:2011・12・1

### 目次

- 金閣寺 p1                      ○障害児支援の情勢と運動の課題 p2-p3  
○障全協要望書 p4-p5                      ○パブリックコメント p5  
○広島集会案内 p6      東京集会案内 p7      ○『障害者問題研究』紹介 p8

「創ろうみんなの障害者総合福祉法を！ 10, 28JDF大フォーラム」日比谷野音に一万人が集まる



「写真提供＝日本障害フォーラム」

### 金閣寺

△誰が、何のために？▽

来年の四月、障害児支援は「エッ！」と思うほど制度がかわります。「いつたいどうなるの？」「何がかわるの？」「よくなるの？」「悪くなるの？」「子どもにとっては何？」「保護者にとっては？」「職員にとっては？」と「????」ばかりで不安が募ります。

不安以前に、かわることもよく知らないという地域もあるかもしれません。このニュースを読んでびっくりたまげる方があるかもしれません。いずれにしても、まず、何がどうかわるのか、何が問題なのか、これからどんな声を上げていかなければいけないのかを皆さんで共有することがいま「持ち込ませない会」には求められています。

一つ目は、ニュースを皆さんで読んでいただくこと。二つ目には紹介した『障害者問題研究』の特集「乳幼児期の療育と子育て支援」に目を通していただくこと。そして三つ目は、広島と東京で開催する持ち込ませない会が共催や主催する学習交流集會に出席していただくこと。できれば、財布と相談して持ち込ませない会のカンパをお願いします。

△私たちのねがいをほんものにするには▽

障害者自立支援法にかわる新法制定に向けて、障がい者制度改革推進会議で大枠が話し合わせ、総合福祉部会で議論された内容が「骨格提言」として八月三十日にまとめられました。国や厚生労働省は骨格提言の内容を新法に反映させることに消極的です。これはダメだと十月二十八日に日比谷野音で一万人が集まりました。まだまだ年末年始、春に向けての運動が必要ですよ。もうひと踏ん張り頑張りましょう。

(事務局長 池添素)

## 障害児支援の情勢と運動の課題

「改正」自立支援法の問題点と  
骨格提言

2012年4月から施行される  
「改正」自立支援法とともに、児童  
福祉の障害児支援の分野は大きく  
変えられます。

第一は、保育所等訪問支援についてです。仕組みの詳細が出されたので具体的にどのような問題が起こるかを考えます。この支援は個別給付で実施されます。厚労省の資料で「個別給付のため障害受容が必要」と書かれているように、保護者が申し出て初めて実施可能になり、給付もあるかわりに、1割の自己負担が発生するという点です。障害のある子どもが保育園に通っている場合、保育料に加えて負担が必要になり、自立支援法に貫かれている、まさに障害があるが故の負担となります。

また、支援を受ける側の保育所等の施設にとっては、これまで活用していた療育等支援事業や自治体独自の巡回相談などは全く性格の違う内容となり、子どもが普段通っている現場に混乱を持ち込ま

ないかが気がかりです。具体的には、支援の内容は間接支援と直接支援の両方を行うもので、たとえば、保育園の空き教室で個別療育を行うこともあるということとです。また、集団保育場面に同行しての支援もあるようです。

いずれにしても集団活動が実施されている場で、個別に取り出している療育などの支援はどれほどの効果が得られるのか疑問であり、むしろ混乱を持ち込むのではないかと危惧をもちます。また、障害児保育が一定程度広がり、ひとつの園に複数の障害のある子どもが在籍している園も多くなっています。その場合、各保護者が違う事業所と契約した場合には、複数の事業所が一つの園に支援に入るといったことも起こります。また、支援を受ける保育所の収入には結びつかないので、保育所から「歓迎」されるのかどうか疑問です。それどころか、現在実施されている国の財源による保育士加配についても地方自治体のみとなる可能性も心配されます。

保育園や幼稚園が抱えている悩みの一つは、障害と診断されていないが、集団活動が難しく、丁寧

なかわりが必要とする「気になる子ども」の存在です。多数いる「気がかりな子ども」への支援や保育へのアドバイスなどの施策の充実に全く触れられていない点も、実情との食い違いが見られます。保育所への巡回指導も保育所等訪問支援が始まるので自治体から撤退するということがないように注視し、国や自治体の動向に注目し、後退を許さない取り組みが必要とす。

第二は利用料負担の問題です。

「改正」自立支援法・児童福祉法では、利用料の応益負担のしくみが継続されます。総合福祉部会が提出した「骨格提言」では、応益負担から応能負担に負担の仕組みをかえるよう提言されています。しかし、子どもの場合は保護者の支払い能力で計算されるため、非課税世帯以外は利用料が必要で、負担軽減策が講じられても支払いが必要とす。それがたとえ100円であらうとも、ゆとりのない子育て世帯への経済負担は大きいものです。障害を受けとめることや悩んでいる時期に「お金を払ってまで利用することへの負担感」は金額ではなく重いものです。

本来、生きるために必要な訓練や療育は、義務教育と同じように無償であるべきだと考えます。また、少しでも早く支援を開始し、子育てを支えるためにハードルをなくすことは、将来の子どもの成長にも大きな影響を与えます。低い年齢からの支援で、成長したときに必要な財源が少なくてすむとの発想が国に求められます。

第三は、支給決定プロセス見直しと利用したくても利用できる支援がない問題です。

療育を受けるにあたっては、サービス等利用計画書の作成が必要となり、それをもって支給決定がされ、事業所と契約し、サービス利用ができる仕組みに見直されました。障害のある大人であれば、一週間の生活を自分の意思で組み立て、それに必要なサービスを事業所がコーディネートして計画を立てるというイメージはもてます。しかし、子どもの場合、療育回数や療育内容などはじめから決められるのではなく、療育を始めると1ヶ月2ヶ月程度だったところに、個別支援計画を立て保護者と共有します。また、サービス利用する前の段階での支援が本来は最も重

要ですが、この点には全く触れられていません。

「子ども子育て新システム」との  
共通点は個別給付

障害者自立支援法施行と同時に児童福祉法にも個別給付が導入され、障害児施設での事務に代理受領額通知書を利用者や保護者に渡すことがあたり前になりました。サービスを利用する料金を国が個別に給付し、サービスを買う仕組みです。個人経由でのお金のやり取りを省くために、国から事業所に利用者にかわって介護給付費として払われます。このプロセスが見えにくく、国からお金が出てくるように思ってしまうのですが、そうではなく、個人が必要なサービスを「買う」仕組みです。しかし、個人は好きなだけサービスが買えるのではなく、支給量は国が決め、財政支出をコントロールすることが出来る仕組みです。

「子ども子育て新システム」でも、個別給付が導入されます。これまでの国や自治体が用意した保育所を自治体に申し出て利用するという仕組みから、認定された保育度の範囲で保育を買うというシステムに変わります。今までと全く違

う、新しい枠組みです。「買う」のですから、自分で買える場所を探し、契約し、利用しなければなりません。

一方で保育を売る立場からすると、高く買ってくれる人を選ぶ」とに何の不思議もありません。また、保育内容にプレミアをつけることも自由自在で、それを買ってくれる人があれば「商売」は成り立つのです。子どもが毎日を通し、子ども同士での関わりや遊びを通じて豊かな発達を獲得していく場を、商品にしてしまう愚を避けなければいけません。

新法制定に向けた取り組みで

求められるものは

4月からの改正児童福祉法で大きな制度変更が予定されていますが、概要や指定基準だけで、現時点では報酬単価などは明らかにされていません。東日本大震災を経て、障害のある子ども達が利用する施設の役割がいつそう明確になっています。しかし、利用したくても地域に施設がない、あっても一杯ですぐには利用できない都道府県がたくさんあります。「骨格提言」でも、障害児支援を担う施設の数的充実が明記されています

ん。むしろ心配なのは、施設が一元化することで障害種別をなくし誰でも利用できる反面、障害の重い子ども達が療育の場からはじき出されないかという点です。圧倒的に数が足りない障害児支援の施設は、一元化しても数が増えるわけではありません。

保健センターや医療機関、保育所や幼稚園とも連携し、発達が気になる段階から、あるいは保護者が気づかない時期からの、丁寧な支援が身近な場所で受けられる社会資源の充実、何をにおいても優先していく課題ではないでしょうか。それぞれの地域における現在の障害児支援の現状から、必要な社会資源の設置計画を国や自治体に求めていく運動が求められています。

子どもを育てる親に自己責任を押し付ける仕組みを一日も早くなくすことが私たちの強い願いです。少し気になる時期から安心して子育てできる環境を整備することがこの国の未来を明るくすると思います。「改正」自立支援法が再び親に悲しい思いをさせることがないように、新法が、どこに生まれても、障害があっても、安心して育

ち、子育てできる地域づくりをめざして「持ち込ませない会」として声を上げていきます。

(持ち込ませない会事務局長

池添 素)

## 10. 28大フォーラム 1万人を超えるアピール！！

パレード出発直前 日比谷公園中幸門前にて



「写真提供=日本障害フォーラム」

十二月六日、障全協は厚生労働省などとの懇談を行います。「障害児支援」の分野では「持ち込ませない会」を中心に、厚生労働省に対して要望書を提出し話し合いの場をもちあいます。以下が要望書です。

※交渉結果の詳細は後日ホームページでお知らせします。↓↓

<http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

## 障害児の支援に関する要望書

つきましては、改正児童福祉法の施行を前に、緊急に要請したく、当面する2012年度予算案での諸問題解消を強く願いつつ、以下の要望をまとめましたので、早急の具体化を要請します

### 記

「気になる子ども」(障害の有無は明確ではないが、発達に種々の困難をかかえている子ども)への支援も含め、0歳から18歳までの障害のある子どもの保健・福祉サービスを総合的に整備してください。

1. 子ども施策全般に利用契約制度や応益負担を持ち込む「子ども・子育て新システム」の具体化を止めてください。
2. 改正障害者自立支援法・児童福祉法改正関係
  - (1)改正法は、「利用契約」「応益負担」「日額報酬制」を継続しています。特に、利用料は収入に応じた額になるとはいえ、児童の場合は保護者の収入によるため、ほとんどの家庭に負担が生じます。軽減措置を講じてください。
  - (2)「支給決定プロセスの見直し」で示されている「障害程度区分の認定」を削除してください。児童に対する障害程度区分は、障害者自立支援法の福祉サービスの一部で導入されていますが、これまでの障害児施設利用には用いられていません。児童発達支援などの通所支援、施設入所支援に導入しないことを明示してください。
  - (3)障害児相談支援事業は乳幼児をはじめとする子どもと保護者への支援の専門性が確保できるようにしてください。市町村の責任を明確にした上で、児童発達支援センターや児童発達支援事業が実施できるようにしてください。
  - (4)児童発達支援センターと児童発達支援事業の保育・療育指導を充実させるために、職員配置の基準を改善してください。また保護者支援も行えるように、基準を見なおしてください。
  - (5)保育所等訪問支援事業
  - (6)放課後等デイサービスは、現在実施されている児童デイサービス、自治体実施事業などの内容をふまえ、専門性のある正規指導員を配置できるようにしてください。
3. 乳幼児期の早期対応と療育関係
  - (1)乳幼児健診後、障害のある子どもや「気になる子ども」への早期支援が保健センターで十分できるよう、親子教室や子育て教室などの事業を予算化してください。
  - (2)どこに住んでいても必要なときに適切な療育が受けられるよう、国の責任において児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業の整備計画を立て整備をすすめてください。
  - (3)療育を受けるための条件としての手帳取得や受給者証などの仕組みをやめ、障害が確定しないや「気になる」段階なども療育が受けられるようにしてください。
3. 障害児施設(入所)関係
  - (1)子どもの生活を24時間保障するにふさわしい職員(保育士・指導員)配置、個室の整備ができるような設備など、児童福祉施設最低基準を改善してください。

- (2) 利用契約制をやめてください。
- (3) 18 歳以上のいわゆる「年齢超過児」が障害者自立支援法施策に移行するに伴い、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児の施設入所支援の定員が減少することがないように、策を講じてください。
4. 障害児施設等での「虐待防止」や支援の質の向上のために
  - (1) 障害児施設等における虐待の防止を促進するとともに、自他傷等の行為がある利用者への対応の原則を明示してください。
  - (2) 障害児者施設における十分な支援を行えるよう、その設備や人員配置基準を見直してください。また、被虐待児等への支援が行えるよう専門職の配置が行えるようにしてください。
  - (3) 障害児施設や重症心身障害児施設における、年齢超過児の適切な施設移行等が行えるよう特段の対策を講じてください。また、移行までの間、措置延長ではなく、自立支援法等の活用によって、日中支援や外出支援等が他の制度を使って行えるよう特別措置を講じてください。
5. 子どもの権利条約第 23 条を遵守する立場から、原則として費用負担のない仕組みにしてください。

4 月から改正児童福祉法の下、一新された「障害児支援」がスタートします。通園施設の一元化によって始まる児童発達支援などの新事業はあらたに「指定基準」が設けられます。厚生労働省からは、現行の施設や児童デイが「スムーズに移行できるように」と、人員配置などは大きく変更しないという方向で案が提示されました。しかし、現在でも子どもにとって楽しい保育・療育を実践するために、各施設は基準以上の職員を配置しています。そうした実践を発展させる条件を、保護者(利用者)負担増によらずにつくることこそが求められています。持ち込ませない会も意見を出しました。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準案等に関する意見募集について



〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85  
障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会  
事務局長 池添素



1. 児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業は就学前の乳幼児に対する支援を行う事業であるから、それにふさわしい保育・療育ができるような人員と設備が確保されるよう、現行の水準を改善すべきである。乳幼児期にふさわしい保育・療育とは日々の子どもの楽しい日中生活の保障である。たとえば、少なくともこれまでの施設関係団体による実態調査で明らかにされている、知的障害児通園施設3対1の水準が保障されるよう規定するなど改善の基準を示し、経過措置を講じるべきである。
2. 児童発達支援センターにおいても、理学療法、作業療法、言語療法が受けられること、あるいはそうした専門職の助言が受けられることが保護者のねがいである。児童発達支援センターにもこれらの専門職配置基準を設けるべきである。このことは、児童発達支援センターが多様な障害に対応することにもつながる。
3. 上記のような職員配置改善をした場合も、それが保護者の負担増に連動しないよう、事業に対する基礎的給付のしくみを設ける。また、保護者にかかる費用は原則無料とし、収入に応じた費用負担を課す場合も十分な軽減措置を講じるべきである。
4. 保育所等訪問支援の「訪問支援員」は専門性の向上のためにも正規職が配置できるような基準を設けるべきである。

以上

2012年8月11日・12日 全国障害者問題研究会第46回全国大会広島  
プレ企画第8弾

# 障害乳幼児施策や 子ども子育て新システム に関する情勢学習集会

子どもたちを取り巻く情勢が大きく変わろうとしています。国の動向が新たに出てくるこの時期に、情勢を学び力を合わせて運動を一步進めていきましょう。

## <内容>

### 1. 改正障害者自立支援法等の最新の情勢報告

＊障害乳幼児の療育に応益負担を持ちこませない会

### 2. 子ども・子育て新システムの最新の情勢と課題

＊石川 幸枝先生(全国保育団体連絡会副会長、元高陽なかよし保育園園長)

### 3. 保育・療育における子どもの発達と指導

＊白石 正久先生(龍谷大学教授、全国障害者問題研究会副委員長)

### 4. 各地からの報告

とき **2012年1月21日(土曜日)**  
**13:00~16:30**

ところ **広島市南区地域福祉センター(南区役所別館)**  
(広島市皆実町一丁目4番46号 TEL:082-251-0525)

交通＊路面バス 広島駅～宇品(5番線) 電停「南区役所前」下車  
＊広島バス 広島駅～旭町(26号線)横川駅～大学病院(23号線)  
バス停「皆実一丁目」下車

参加費 **1,000円(全障研会員600円)**

＊このたびは保育はありません

＊手話通訳ご希望の方 12月20日までご連絡ください  
連絡先 葛城 FAX 082-295-9091



主催 全国障害者問題研究会第46回全国大会広島準備委員会

共催 障害乳幼児の療育に応益負担を持ちこませない会・広島県保育団体連絡会

広島市職員労働保育園支部・広島市社会福祉事業団職員労組

広島市職員労組児総センター支部・広島県福祉事業団労組

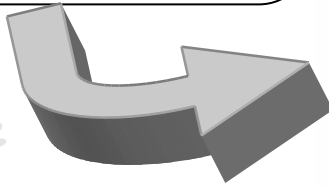
連絡先: 全国大会広島準備委員会 事務局 掛田 (090-4804-8937)

## 「障害児支援 最新の情勢を学び、そして運動の方向を！」

日時: 2012年1月22日(日)

13時30分～16時30分

場所: 戸山サンライズ



駐車場がございませんので予めご承知下さい。



### 【内容】

- ・開会挨拶と最新情勢 **近藤直子さん(当会副代表 日本福祉大学)**
- ・保育をめぐる最新情勢 **実方伸子さん(全国保育運動連絡会)**
- ・講演「子どもの発達と療育の役割」**茂木俊彦さん(当会代表 桜美林大学)**
- ・各地から報告と交流
- ・まとめ **中村尚子さん(当会副代表 立正大学)**

問合せ先:事務局 京都市北区北野紅梅町85

らく相談室(池添) TEL075-465-4130

[rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp](mailto:rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp)



# Information

2年ぶりに、総合的な乳幼児特集です。

担当編集委員の白石正久さん(当会副代表)は特集にあたって、「すべての子どもの健やかな成長と発達のために、乳幼児健診、親子教室、児童デイサービスや通園施設による療育、保育・幼児教育、医療とリハビリテーション、相談支援という系統性を持ち、かつ発達と障害に対応する専門性と総合性をもったシステムの構築がめざされてきた。この経過においては、地域実態と住民要求に根差した自治体の独自施策としての具体化されたものが、国の施策として普遍化していったものといっただろう」と書いています。自己責任の子育てを支援するのではなく、子どもが育つことに責任をもつ制度や実践がいまこそ求められています。

新システムや昨今の「子育ての社会化」という名の責任放棄を許さず、今後の課題を特集から学び、障害児支援のより一層の発展に結び付けたいと思います。(池添素)

## 特集 乳幼児期の療育と子育て支援

特集にあたって

住民とともにつくる療育システム 白石正久 1

障害の早期発見・早期対応の意義と課題 近藤直子 2

子ども・子育て新システムと障害児の保育—子どもの権利保障の観点から 伊藤周平 9

大津市における障害の早期発見と療育システムの考察 西原睦子 17

総合通園センターにおける「チーム療育」のための条件整備 塩見陽子・大政里美・小川裕子 25

障害のある乳幼児を育てる母親の就労をめぐる問題—母親へのインタビュー調査から 丸山啓史 32

動 向

改正児童福祉法における「障害児相談支援事業」の問題点 中村尚子 40

実践報告

早期発見から就学までの地域ネットワーク 荒木清和 47

療育施設における地域に根ざした就学支援 樋口範子・大石明利 52

障害児療育等支援アドバイザー事業に基づく障害児支援 和歌山県障害児保育運動連絡会 58

堺市の通園施設における保護者の状況と保護者支援の課題 高橋真保子 64

資 料

就労継続支援事業(A型)の新機能と実態—全国調査結果の分析から 伊藤修毅 68

書 評

大泉溥編・解説『日本の子ども研究—明治・大正・昭和 第13巻 田中昌人の発達過程研究と発達保障論の生成』井上洋平 78

編集後記 80



定価2,625円

全障研出版部 Tel:03-5285-2601/

Fax:03-5285-2603